

【資料3】

報告事項 2

第3期安城市国民健康保険データヘルス計画の 進捗報告及び中間評価について

第3期安城市国民健康保険
データヘルス計画(保健事業実施計画)

計画期間:令和6年度～令和11年度

「健康」と「安心」を支えあう みんなの保健



安城市

【計画期間】
令和6年度～令和11年度

第3期データヘルス計画(令和6年度～令和11年度)について

■ データヘルス計画の概要

平成 25 年6月14 日に閣議決定された「日本再興戦略」において、国が「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、「市町村国保が同様の取組を行うことを推進」することが示されました。

■ データヘルス計画の考え方

(1) 特定健診等の健診データ・診療報酬明細書(レセプト)より、保健事業を設定



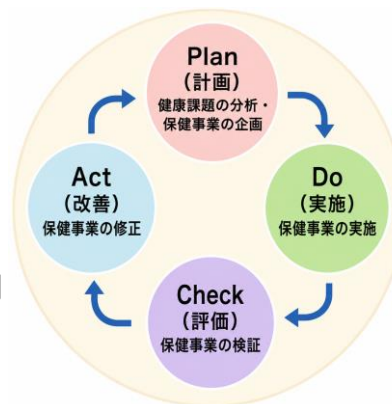
(2) PDCAサイクルに沿って運用



(3) 効果的かつ効率的な保健事業の実施



(4) 被保険者の健康の保持・増進、医療費の増加を抑制



【計画期間】令和6年度～令和11年度

第3期安城市国民健康保険
データヘルス計画(保健事業実施計画)

計画期間: 令和6年度～令和11年度

「健康」と「安心」を支えあう みんなの保健



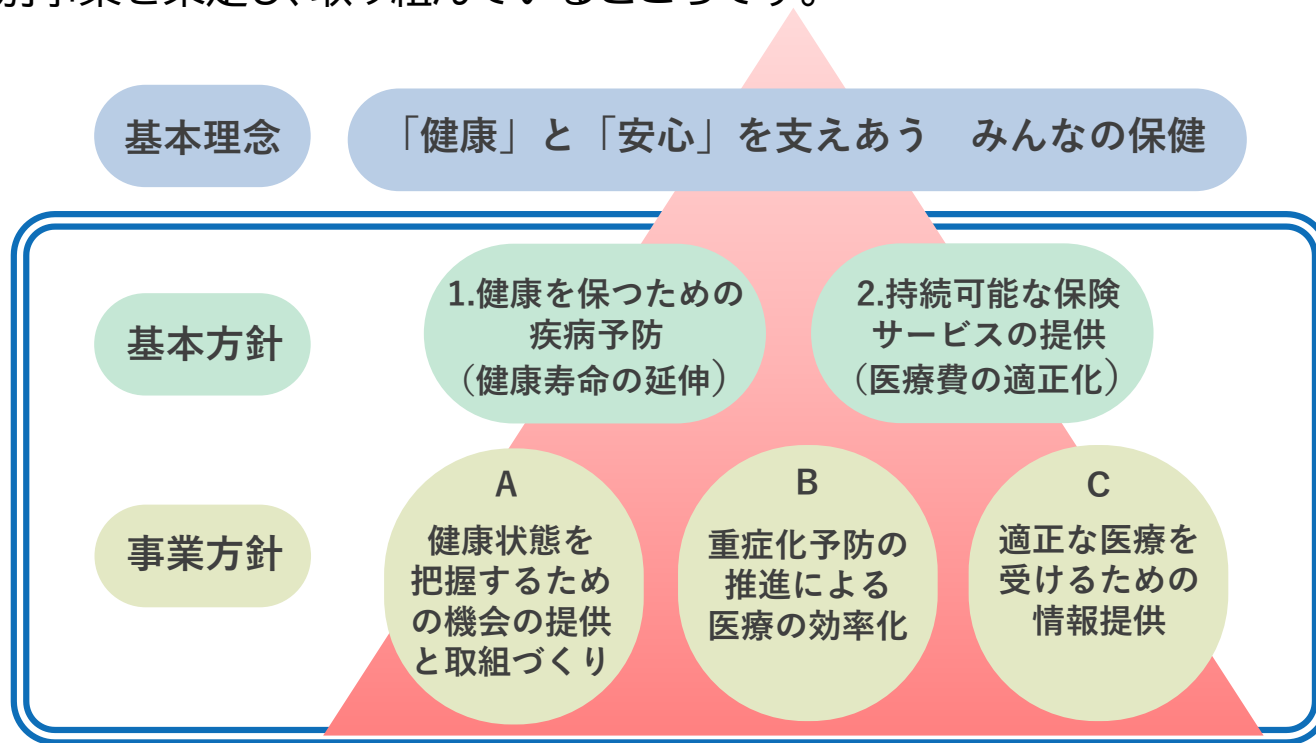
安城市

第3期データヘルス計画で取り組む事業について

(1) 基本方針と事業方針

基本理念の下、『健康を保つための疾病予防』、『持続可能な保険サービスの提供』の2つの基本方針を、さらにその下に3つの事業方針を定めています。

第3期データヘルス計画では、第2期計画の実績などを踏まえ、事業方針のもとに13の具体的な個別事業を策定し、取り組んでいるところです。



(2)事業の紹介

第3期データヘルス計画では以下の13事業の取り組みを実施しています。

A

健康状態を
把握するための
機会の提供
と取組づくり

- ①特定健康診査
- ②特定健康診査受診勧奨
- ③ヤング健診事業
- ④特定保健指導
- ⑤特定保健指導未利用者対策
- ⑥がん検診受診勧奨
- ⑦健康意識向上の取り組み

B

重症化予防の
推進による
医療の効率化

- ⑧糖尿病性腎症医療機関受診勧奨事業
- ⑨生活習慣病に関する異常値放置者に対する医療機関受診勧奨事業
- ⑩生活習慣病に関する治療中断者に対する医療機関受診勧奨事業【新規】

C

適正な医療を
受けるための
情報提供

- ⑪ジェネリック医薬品等の啓発
- ⑫服薬情報通知事業
- ⑬受診行動適正化事業【新規】



第3期データヘルス計画の進捗状況について

【事業方針 A】健康状態を把握するための機会の提供と取組づくり

事業番号	事業名称	事業概要	区分	評価指標	計画策定時実績 (R4年度)	目標値 (R7年度)	実績値 (R7年度)
A-①	特定健康診査	メタボリックシンドロームに着目した健診を行うことで、被保険者が生活習慣病のリスクを把握し、生活習慣を見直すように促す。	継続	メタボリックシンドローム ①予備軍者割合 ②該当者割合	①10.3% ②20.8%	①10.0%以下 ②20.4%以下	①10.7% (暫定値) ②21.6% (暫定値)
				特定健康診査受診率 (法定報告値)	46.4%	48.0%以上	45.5% (暫定値)
A-②	特定健康診査受診勧奨	過年度における特定健康診査の受診情報等を分析し、セグメント分けした対象者群に効果的な受診勧奨を実施する。受診勧奨の方法は毎年見直しをする。	継続	受診勧奨を実施した人の受診率	36.7%	38.0%	27.3%
				対象者への事業周知回数	年2回	年2回以上	年2回
A-③	ヤング健診事業	若いうちから健診受診の習慣を作ることで、将来の特定健康診査の受診につなげるとともに、生活習慣リスクを早期に発見する。	継続	特定健康診査40～44歳受診率 (法定報告値)	22.5%	24.0%	19.1% (暫定値)
				ヤング健診受診率	8.4%	9.5%	9.8%

事業番号	事業名称	事業概要	区分	評価指標	計画策定時実績 (R4年度)	目標値 (R7年度)	実績値 (R7年度)
A-④	特定保健指導	特定保健指導を利用することで、生活習慣病リスク保有者が生活習慣病予防・健康状態の改善を図る。	継続	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率 (法定報告値)	34.7%	36.0%以上	40.5% (暫定値)
				特定保健指導実施率 (法定報告値)	14.2%	20.0%以上	9.0% (暫定値)
A-⑤	特定保健指導未利用者対策	特定健康診査の階層化で、対象者と判定されたにもかかわらず、特定保健指導の予約及び利用がない者に利用勧奨を実施する。	継続	利用勧奨した人の特定保健指導利用率	5.8%	11.0%以上	12.7%
				未利用者受診勧奨実施率	100%	100%	100%
A-⑥	がん検診受診勧奨 (胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん)	単独受診の他、特定健康診査と同時受診もできるようにすることで、がん検診受診の意識付けへ繋げる。	継続	各がん検診受診率	胃がん 27.5% 大腸がん 28.9% 肺がん 28.6% 子宮頸がん 24.0% 乳がん 26.9%	各28%以上	胃がん27.9% 大腸がん 29.4% 肺がん28.9% 子宮頸がん 24.4% 乳がん28.2%
				対象者への受診勧奨実施率	100%	100%	100%
A-⑦	健康意識向上の取り組み (特典(インセンティブ)事業)	健康意識向上の取り組みを実施することで、健康状態を把握するための機会の提供と取り組みづくりに資することを目的とする。	継続	特定健康診査質問調査による生活改善意欲 (法定報告値)	68.4%	68.0%	71.8% (暫定値)
				100ポイント達成者数	1,121人	前年度増加 (R6年度 1,074人)	△177人 (R7年度 897人)

【事業方針B】重症化予防の推進による医療の効率化

事業番号	事業名称	事業概要	区分	評価指標	計画策定時実績 (R4年度)	目標値 (R7年度)	実績値 (R7年度)
B-⑧	糖尿病性腎症医療機関受診勧奨事業	糖尿病性腎症のリスク保有者への医療機関受診勧奨事業を実施することで、糖尿病性腎症の早期発見・早期治療による重症化予防につなげ、ひいては重症化予防の推進による医療の効率化に資することを目的とする。	継続	受診勧奨対象者が医療機関を受診した割合	39.5%	45.0%	38.1%
				対象者への受診勧奨実施率	100%	100%	100%
B-⑨	生活習慣病に関する異常値放置者に対する医療機関受診勧奨事業	生活習慣病のリスク保有者への医療機関受診勧奨事業を実施することで、生活習慣病の早期発見・早期治療による重症化予防につなげ、ひいては重症化予防の推進による医療の効率化に資することを目的とする。	継続	【糖尿病医療受診対象者】 受診勧奨対象者が医療機関を受診した割合 ①特定保健指導の対象者 ②特定保健指導の対象外者 【高血圧・脂質異常者医療受診対象者】 ③特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率 (法定報告値)	① 35.5% ② 60.5% ③ 28.2%	①40.0%以上 ②65.0%以上 ③32.0%以上	①42.9% ②63.8% ③40.5% (暫定値)
				対象者への受診勧奨実施率	100%	100%	100%
B-⑩	生活習慣病に関する治療中断者に対する医療機関受診勧奨事業	生活習慣病の治療中断者への医療機関受診勧奨事業を実施することで、生活習慣病の早期発見・早期治療による重症化予防につなげ、ひいては重症化予防の推進による医療の効率化に資することを目的とする。	新規	受診勧奨対象者の受診割合	—	45.0%以上	29.9%
				対象者への受診勧奨実施率	100%	100%	100%



【事業方針C】 適正な医療を受けるための情報提供

事業番号	事業名称	事業概要	区分	評価指標	計画策定時 実績 (R4年度)	目標値 (R7年度)	実績値 (R7年度)
C-⑪	ジェネリック医薬品等の啓発	先発医薬品からジェネリック医薬品への切り替えを促し、医療費の削減を図る。	継続	ジェネリック医薬品利用率	76.9%	78.5%以上	85.3%
				ジェネリック医薬品差額通知の送付頻度	年4回	年2回以上	年2回
C-⑫	服薬情報通知事業	生活習慣病の薬等が重複している者に通知を送付することで、健康状態を把握するための機会の提供と取り組みづくりだけでなく、適正な医療を受けるための情報提供に資することを目的とする。	継続	通知対象者の服薬状況の改善人数	3人	6人以上	8名
				事業対象者に対する通知割合	100%	100%	100%
C-⑬	受診行動適正化事業	医療機関の頻回、重複受診をしている者に通知を送付することで、健康状態を把握するための機会の提供と取り組みづくりだけでなく、適正な医療を受けるための情報提供に資することを目的とする。	新規	対象者受診状況等の改善人数	0人	4人以上	18人
				重複・頻回受診者への通知割合	100%	100%	100%

第3期データヘルス計画中間評価について

■ データヘルス計画中間評価の概要

データヘルス計画を実効性のあるものとするを目的に、定期的にPDCA(計画・実施・評価・改善)サイクルに沿って、評価及び見直しを実施しております。計画期間(令和6年度～令和11年度)の中間年度にあたる令和8年度には、「中間評価」を実施し、データヘルス計画が適切に機能しているかを客観的に振り返るとともに、後半期間における事業効果の更なる向上を図ります。中間評価後は、評価及び見直しの結果を事業運営に反映させることにより、最終的な目標達成に向けて、より実効性の高い保健事業の展開を行います。

■ 事業進捗と評価の全体像



安城市国民健康保険
第3期データヘルス計画
(第4期特定健康診査等実施計画)

中間評価

安城市

第3期データヘルス計画中間評価の進め方

■ 評価と見直しの手順について

(1) 保健事業全体の確認

現在の健康課題を把握し、事業の目的や目指すべき方向性を再認識します

(2) PDCAサイクルに沿って運用

過去3年間の実績値を確認し、目標の達成度を客観的な視点で評価します

(3) 効果的かつ効率的な保健事業の実施

評価結果を踏まえ、必要に応じて実施方法や実施体制の改善、目標値の再設定を行い、後半の事業内容を再設計します

見直し・評価(様式例)

評価指標	策定時 2022年度 (R4)	経年変化							判定 ※
			2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	
メタボリックシンドローム ①予備軍者割合 ②該当者割合	①10.3% ②20.8%	目標値	42.0%	45.0%	48.0%	52.0%	58.0%	60.0%	A
		実績値			-	-	-	-	
特定健康診査受診率 (法定報告値)	46.4%	目標値	100%	100%	100%	100%	100%	100%	A
		実績値	100%	100%	-	-	-	-	

成功要因	改善内容	修正内容
	見本	

振り返り(様式例)

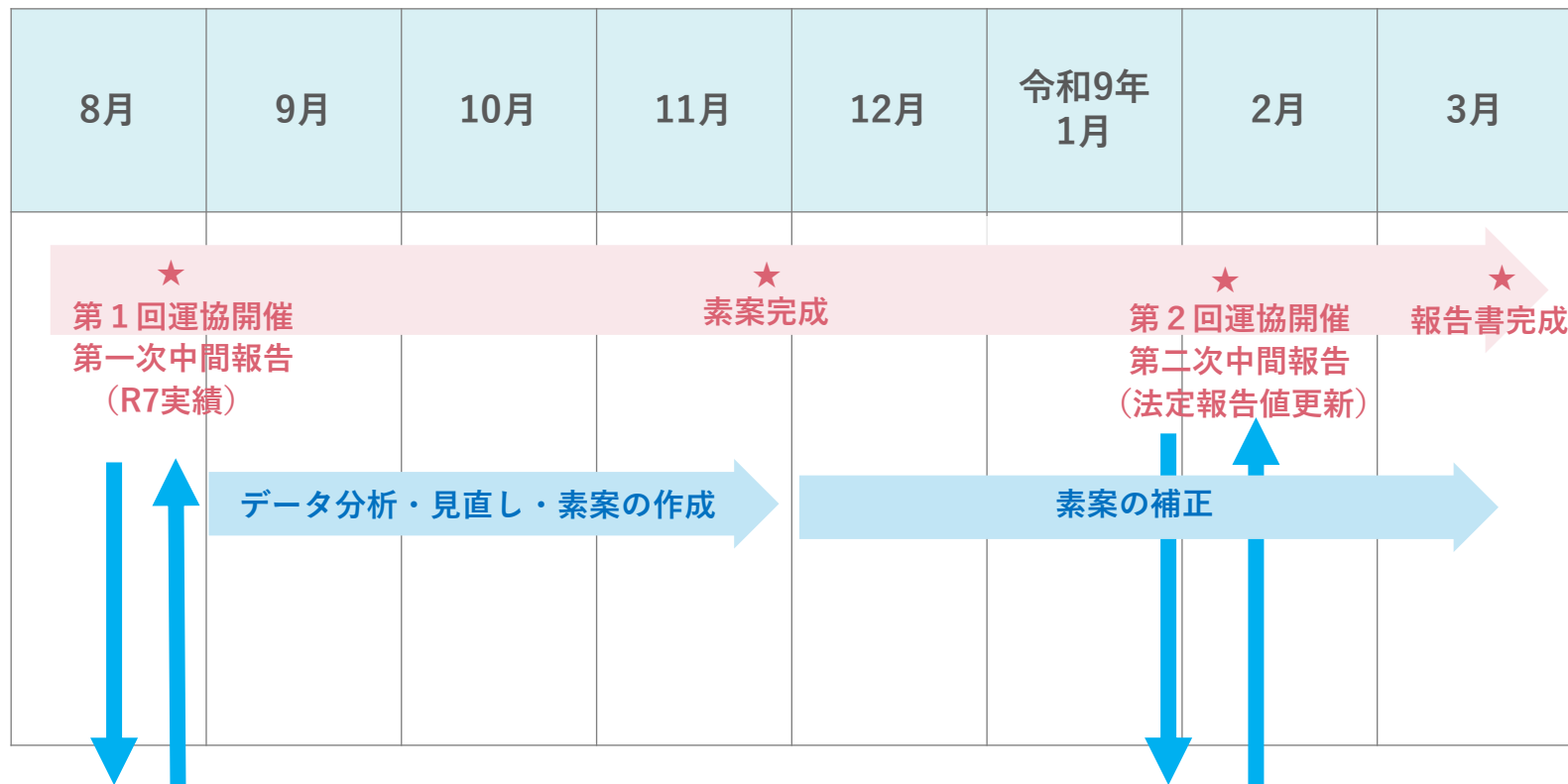
事業番号:A-① 特定健康診査【継続】

事業の概要

事業の目的	健康状態を把握するための機会の提供	
事業の概要	本事業は、自らの健康状態の把握の機会を提供し、生活習慣病の早期発見、早期治療及び疾病の重症化予防につなげることを目的とする。	
対象者	40歳以上の被保険者	
評価指標 その他	アウトカム	メタボリックシンドローム ①予備軍者割合 ②該当者割合
	アウトプット	特定健康診査受診率 (法定報告値)
	プロセス	・受診期間:5月～2月末 ・市内指定実施機関にて、無料で受診可 ・年2回以上事業番号A-②の特定健康診査受診勧奨事業を実施する。
	ストラクチャー	・主管部門は国保年金課、連携部門は健康推進課とする。 ・国保年金課は、予算編成、関係機関との連携調整、事業計画書作成、健康推進課は務支援を担当する。 ・安城市医師会への事業説明及び協力要請を行う。

【中間評価計画策定スケジュール】

国保運営協議会の意見を踏まえ、計画の中間見直しを実施します。



安城市国民健康保険運営協議会

